

生徒心得

池田高校辻校生としての自覚をもち、人間性豊かな、知・徳・体の調和ある人格の形成をめざし、常に自主的、自律的な態度をもって、自己の向上に努め、明るく健全な学校生活を過ごす。

1 校内外の生活について

- (1) 登校後は放課後まで校外に出ない。
- (2) やむを得ず早退や外出する場合は、許可を得る。
- (3) 言葉づかい、態度は品位を保ち、正しい礼儀・あいさつを心がける。
- (4) 互いの人権を尊重し、共に支えあえる仲間づくりに努める。
- (5) 所持品は各自が責任をもって保管し、校内に不必要な物品等を持ちこまない。
- (6) 教室は常に清潔を保ち、換気に留意する。
- (7) 学校の施設や備品を大切にし、校内美化や整理・整頓を心がける。
- (8) 飲酒・喫煙・薬物乱用等の法で禁じられている行為は絶対しない。
- (9) 不健全娯楽施設に出入りをしない。(県青少年健全育成条例)
- (10) 午後11時から午前4時までの外出を禁止する。(県青少年健全育成条例)
- (11) 携帯電話・スマートフォンの校内使用については、辻校の規程を守る。

2 身だしなみについて

高校生であることを自覚し、端正・清楚を心がけ、地域社会の信頼を得られるように努める。
服装・頭髪などの規程は別に定める。

3 登下校について

登下校の際は交通法規とマナーを守り、自他の安全を心がける。

- (1) 余裕をもって登校し、始業5分前には教室に入っているように努める。
- (2) 欠席・遅刻をする場合は、必ず保護者から連絡してもらう。
- (3) 自転車通学生・原動機付自転車通学生は、交通規程の通学心得に従う。
- (4) 列車・バス通学生は、公共のマナーを守り、他の利用者の迷惑となるような行為をしない。
- (5) 定期乗車券の使用にあたっては、その規則をよく守る。
- (6) 放課後は原則として速やかに下校し、休業日は教職員の指示がないときは登校しない。

4 願出・届出について

次の場合には、各所定の用紙により、願出・届出をする。

- ① 転学・留学・休学・復学・退学するとき
- ② 補講・追考査を受けるとき
- ③ 校外での行事などに参加するとき
- ④ 公欠(忌引、受験など)・外出・遅刻・早退のとき
- ⑤ アルバイトをするとき

- ⑥ 自転車通学をするとき
- ⑦ 運転免許の取得、原動機付自転車による通学をするとき
- ⑧ 校内の公共物を破損したとき
- ⑨ 所持品の盗難や紛失があったとき
- ⑩ 下宿または入寮するとき
- ⑪ その他、辻校が必要とするとき

5 証明書などの交付について

身分・在学・成績・卒業(見込)・列車・バス通学等の証明書などは原則5日前までに担任や事務室に申し出て交付手続きをする。

6 交通規程

交通事故を防止し、安全安心な学校生活を送るため、次のとおり交通規定を定める。

(1) 通学許可

- ① 自転車・原動機付自転車による通学は、交通法規及び辻校の定めた交通規程を遵守できる生徒について通学を許可をする。
- ② 自転車・原動機付自転車を通学に使用する場合は、所定の用紙に必要事項を記入し許可を得る。
- ③ 原動機付自転車の通学許可については、辻校が定めた条件を満たす者とする。
- ④ 通学で使用する原動機付自転車は、排気量50cc以下とし、通学以外の使用は認めない。

(2) 通学心得

- ① 自転車・原動機付自転車を通学に使用する場合は、学校指定の登録番号ステッカーを購入し、通学に使用する車両後部の見やすい箇所に貼る。
- ② 通学に使用する車両の整備に心がけ、自転車の並進、二人乗り、傘さし、無灯火運転をしない。また、運転中に携帯電話・スマートフォンやイヤホン等を使用しない。
- ③ 原動機付自転車の通学者は必ずヘルメットを着用し、自転車通学者についてもヘルメットの着用が努力義務であることを認識する。
- ④ 交通事故や交通違反を起こした場合は、速やかに学校に連絡する。特に、交通事故を起こした場合は、警察や保護者にも連絡し、事故の処理を行う。
- ⑤ 交通違反者に対しては特別に指導を行う。

(3) 運転免許取得

- ① 原則として自動二輪の免許取得は禁止する。
- ② 原動機付自転車免許及び普通免許・準中型免許の取得については、必ず前もって所定の用紙により願い出て、許可を得る。許可については、辻校の規程により行う。

7 アルバイト規程

アルバイトは原則として禁止するが、経済的・家庭的な理由などにより必要があると認められる場合は許可をする。

- (1) アルバイトの許可を受けようとする者は、必ず前もって所定の用紙により願い出て、許可

を得ること。

(2) アルバイトの許可は、辻校の規程により行う。